

高取町高齢者外出支援 タクシー利用助成制度



1. 助成内容・利用方法

タクシー利用券を下記タクシー会社でご利用いただくと、初乗運賃分が助成されます。

初乗運賃を超える料金が発生した場合は超過分が本人負担となります。

(例) 料金が1,000円かかり、初乗運賃が670円の場合
 $1,000円 - 670円 = 330円$ (本人負担額)

・利用方法

① 通常タクシー同様に、予約・乗車

※予約・乗車時に「高取町高齢者外出支援タクシー利用券」を使う旨を伝える。

② 支払い時に登録証と利用券冊子を乗務員に渡す

③ 登録証と利用券冊子を受け取り、運賃から初乗り運賃を差し引いた金額を支払う。

※利用券有効期限：令和3年9月30日まで
 枚数は12枚となります。



タクシー会社一覧(順不同 R3.3時点)

事業者名	電話番号
一般乗用旅客自動車運送事業(一般タクシー)	
1 壱阪タクシー	0744-52-2535
2 大淀タクシー	0747-52-2049
3 近鉄タクシー 中和営業所	0744-22-2141
4 栄タクシー	0744-22-3377
5 サワタクシー株式会社	0745-63-3838 0745-62-5001
6 サンキュータクシー	0745-62-1239
7 樺原タクシー	0744-22-2828
一般乗用旅客自動車運送事業 福祉輸送限定(要介護・要支援認定者、身障・療育手帳所持者等が利用可能)	
8 有限会社ほほえみ	0744-52-9088
9 介護タクシーかるこ	0744-26-1026
10 介護タクシーさらさ	090-3163-3031
11 かもめタクシー	0745-62-3607
12 ケアタクシーゆうゆう	0744-23-9792
13 ライフスタイル	0745-60-2776

高取町高齢者外出支援タクシー利用登録証

写真貼付欄
4cm×3cm

氏名：
登録番号：

高取町長

登録証

令和3年度
高取町高齢者外出支援
タクシー利用券

氏名：
登録番号： 001

有効期限 令和3年9月30日

お問い合わせ先
高取町役場 福祉課
電話 0744-52-3334
※平日 8:30～17:15
(表紙は使用できません)

利用券冊子

2. 対象者

町内に住所を有する方で下記のいずれかに該当する方が対象になります。

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳以上74歳以下で要介護及び要支援認定を受けている方



3. 申請方法・申請期間

コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵便での対応とします。

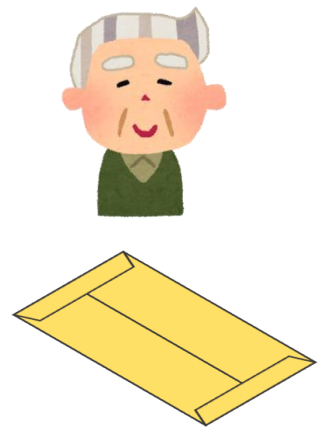
申請書を記載の上、顔写真（縦4cm×横3cm）1枚を添えて、案内に同封している返信用封筒にて役場福祉課まで送付してください。

※ご本人の顔がわかる写真であれば、集合写真やスナップ写真でも構いません。

※写真がない方は、役場へお越し頂きましたらその場で撮影致します。

送付頂いた写真で登録証を作成し、登録証と利用券冊子を後日特定記録郵便にて送付します。

申請期間：令和3年9月22日まで



4. 注意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種会場への送迎に利用可能です。
- ・ 利用は本人に限ります。（ただし、本人以外の家族等の同乗は可能です。）
- ・ 利用券を他の人に売買・譲渡することはできません。
- ・ 利用券を不正利用した人については、その助成額相当分の返還を求めます。また、今後一切の利用券の使用・申請ができなくなります。
- ・ 原則、利用券の再発行は致しません。紛失や破損にご注意ください。また有効期限満了時、要件に該当しなくなった時の換金もお受けできません。
- ・ タクシー利用券は1回の乗車で1枚限りの使用となります。利用券等の交付を受けた人が複数人同乗された場合でも1枚限りとなります。また、障害者福祉タクシー制度の利用券との同時使用はできません。

お問合せ：高取町福祉課 TEL 0744-52-3334